

相模原市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和3年2月17日に実施した行政監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年3月26日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 愼 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

1 監査対象事務

市の関連施設に設置された自動体外式除細動器の設置及び管理の状況等について

2 監査の日程

令和2年10月6日から令和3年2月17日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和3年3月11日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>市の関連施設に設置されたAEDの管理状況について調査したところ、緑区合同庁舎1階及び5階に設置された各1台のAEDについて、本体の耐用期間が平成31年3月13日までであったにもかかわらず、令和2年7月までの約1年4か月の間、設置・運用が継続されていたことを確認した。</p> <p>2階ロビーへ新規に1台のAEDを設置する予定である令和3年3月1日までの間に当該施設内外で心停止者が発生した場合には、同一棟の相模原北メディカルセンターに設置されたAEDを使用できるよう調整したとのことである。</p> <p>このような代替措置を講じているものの、本来、耐用期間を過ぎたAEDは、速やかに更新すべきものであるため、今後は、このような事態を生ずることのないよう適切に管理を行われたい。</p> <p>【緑区役所区政策課】</p>	<p>令和2年10月6日から令和3年2月17日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>本体の耐用期間が平成31年3月13日までであったにもかかわらず、令和2年7月までの約1年4か月の間、設置・運用を継続していた事項につきましては、施設管理者及び点検担当者によるAEDの適切な運用の認識不足及び本体の管理ができていなかったことが原因であり、今回の指摘を重く受け止めております。</p> <p>新たに令和3年3月1日から2階区民課待合スペースに設置しましたAEDの維持管理につきましては、本体インジケータの確認結果や使用期限等を記載した記録台帳を作成し、施設管理者及び点検担当者による複数人での確認体制を図ることで再発防止に努めてまいります。</p> <p>今後は、「AEDの適正配置に関するガイドライン」や国からの通知等を課内会議等で定期的に周知し情報共有することなどにより、改めて、AEDは人命</p>

を救う医療機器であるという意識を持ち、利用者の安心・安全が確保できるよう適正な維持管理をしてまいります。
【緑区役所区政策課】